19 土壤污染対策法

(法第3条、第4条、第5条、第14条)

備考	
手続フローチャート	土 法に基づく調査 報告 担当機関 指定基準超過の場合) 所有者等 自主調査 申請 担当機関 (指定基準超過の場合) 機関
担当機関	県 各地方振興局 県民環境部(県民)環境課(いわきを除く) 政令市 福島市環境部環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター
基 準 等	要措置区域の指定に係る基準(第6条第1項) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準(第11条第1項)
受 理 権 者	知 事 政令市長(福島市、郡山市、いわき市)
報告が必要な区域	県内全域
報告の必要な行為	・使用が廃止された有害物質使用特定施設**1に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。(第3条第1項)・第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地において、一定規模以上**2の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。(第3条第7項)・一定規模以上**3の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所所の変更を行う者は、当該土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更の場所の及名第1項)・土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあるものとして、基準に該当する土地があると認められるによれがあるものとして、基準に該当する土地があると認められることがおある。(第5条第1項)・上記の契機によらない自主的な調査により、指定基準に適合しているの状況について、知事から調査により、指定基準に適合しているの状況について、知事から調査により、指定基準に適合しているの状況について、知事が言語とができる。(第14条第1項) ※1 有害物質使用特定施設(鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質 のいずれかを使用等していた水質汚濁防止法の特定施設) ※2 900㎡ ※3 3,000㎡(ただし、有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地の場合は900㎡、第3条第7項の土地は除く。)
法の趣旨	有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染に よる人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染 対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

土壌汚染対策法の全体スキーム

